氏 名 鈴村 俊介

学 位 の 種 類 博士(生涯発達科学)

学位記番号 博甲第 7809 号

学位授与年月 平成 28年 3月 25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 查 研 究 科 人間総合科学研究科

学位論文題目 発達障害児の母親ときょうだいが経験する心理的困難

に関する研究

主 查 筑波大学教授 博士(人文科学) 安藤 智子

論文の内容の要旨

(目的)

本研究は、発達障害児のきょうだいと母親の心理的困難及びそれらに関連する要因を明らかにすることを目的とする。

(対象と方法)

研究1では高機能広汎性発達障害を伴う子どもを養育する母親35名への質問紙調査、研究2は 広汎性発達障害を伴う児童を養育する母親51名、対照群51名への質問紙調査を実施した。研究3 では発達障害児の母親10名に対して、発達障害児によるきょうだいへの不適切な行為、きょうだ いへの関わり方の配慮、母親へのサポートに焦点をあてたインタビュー調査を実施した。研究4で は発達障害児の母親436名、きょうだい159名の質問紙回答を分析対象とした。

(結果)

研究1では、高機能発達障害児の母親の抑うつや不安、罪悪感には、子どもの IQ は寄与せず、問題行動の多さが影響を与えていた。また、高機能広汎性発達障害児の母親の抑うつ・不安は対照群と比して高く、夫との問題や子どもの問題行動が影響していた。研究3では、母親の語りから、発達障害児からきょうだいへの不適切な言動・行動、きょうだいへの育て方、かかわり方を変える(Parenting Differential Treatment;以下PDTと略す)に対する否定的感情、母親のきょうだいへの配慮、父親の育児参加など、発達障害児を養育する母親やきょうだいの心理的困難に影響を与える要因が抽出された。また、数量化理論III類により、問題行動の激しい発達障害児に動揺する家庭、家族関係が良好で安定している家庭、母親が父親や周囲の理解に恵まれず、きょうだいが家

審査様式2-1

族の調整役割を果たす家庭の3群が抽出された。研究4では、PDT が「発達障害児への注目」「きょうだいへの配慮」の2因子となり、発達障害児が6-12歳の場合と、きょうだいの年齢が13歳以上では「障害児への注目(母親)」が高く、きょうだいの年齢が6-12歳だと「バランスへの配慮(母親)」が高かった。きょうだいの年齢や長幼関係でPDT の差が認められた。母親の抑うつ・不安得点を目的変数とする重回帰分析の結果、発達障害児の問題行動が重篤な群では「問題行動への適切な対処」、「父親による対話を介したサポート」、「きょうだいによる行動を介したサポート」が負の寄与を、「問題行動」と「発達障害児への注目(母親)」が正の寄与を示した。問題行動が軽微な群では問題行動への適切な対処が負の寄与を、「きょうだいへの配慮(母親)」と「きょうだいは我慢が多い」が正の寄与を示した。

発達障害児のきょうだいに向けた不適切な言動及び行動(「ばかにする」「からかう、いじわるを言う」「押す、小突く」「たたく、ける」「いやがることをする」)は、いずれもきょうだいのうち4割以上が「ある」と回答し、特に発達障害児の年齢が6-12歳の場合、他の群よりも意図的な身体的攻撃が多く、診断別にみると注意欠如多動性障害児は他の障害に較べて不適切な言動・行動が多かった。

きょうだいの心理的な困難に関する共分散構造分析の結果、「きょうだいの発達障害児への不快感」から「母親の配慮」に正の寄与が示され、「母親の配慮」から「きょうだいの発達障害児への否定的感情」へ有意な負のパスが認められた。またきょうだいの「発達障害児の不適切な言動行動への不快感」は、「家庭の雰囲気」に媒介されて、「きょうだいの不適応」を下げていた。すなわち、発達障害児のきょうだいは、障害児への不快感を有していても、それがただちに不適応や発達障害児への否定的感情に影響するのではなく、家庭のあたたかいコミュニケーションや情緒的なつながりや母親の配慮によって緩和されることが示された。

(考察)

発達障害児の母親は対照群と比して抑うつや不安が高く、それは子どもの問題行動に加えて夫との関係によっても高められていた。母親による PDT 関連行動は、相反する方向性をもつ「発達障害への注目」と「きょうだいへの配慮」という 2 つの要素から成り、きょうだいの年齢や発達障害との長幼関係に影響を受けていた。発達障害児への注目及びきょうだいへの配慮は母親に心理的な負担を与えていたが、問題行動の多寡によって影響のパターンが異なっていた。発達障害児の問題行動が重度の場合、母親は「発達障害児への注目」によって心的負担を増すが、父親やきょうだいの母親サポートによって負担が減じていた。

母親は、自分自身がサポートを受けて発達障害児を養育する立場でありながら、同時にきょうだいに対する配慮も行わなければならず、通常の育児とは比較にならない困難な子育てを強いられていると推測される。その中で、母親のきょうだいへの配慮や家族の情緒的なあたたかいつながりといった家族の機能が、きょうだいの適応を保護する要因であった。夫からの支援は特に子どもの問題行動が重篤な場合に母親の精神的健康を緩和し、逆に夫との間に問題のあることは、母親の精神的健康を悪化させることから、夫との関係性は発達障害児の家庭における鍵となると考えられた。夫からの支援が不十分な場合、きょうだいがその役割を代わって母親を支えることも示され、発達障害児の家庭への支援として、母親のみでなく、父親、きょうだいを視野に入れた介入の重要性が示唆された。

審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、発達障害児の母親ときょうだいのデータから、その心理的困難について多面的に検討し、発達障害児を養育する家庭の理解に資する重要な知見を抽出することに成功した。特に、発達障害児のきょうだいへの不適切な言動や行動についての実証的な検討は国内外でほとんど例がなく、国際的にも十分な学術的価値を有するものと考えられる。さらに、発達障害児の母親ときょうだいを 150 超のペアデータとしてそろえた研究も希少であり、その解析によって明らかになった家族機能の重要性は、発達臨床心理学、小児精神医療領域において説得力のある重要な知見である。またこの知見は研究のみならず、発達障害児や家族の臨床領域において、家族システムを視野にいれた介入への重要な示唆を与えたといえる。

平成28年2月3日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。よって、著者は博士(生涯発達科学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。